

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則

(四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成5年四日市
市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(資源物等)</p> <p>第6条の2 条例第10条の2第1項の 資源として利用することができるもの として規則で定めるものは、紙類、布 類、衣類、びん、飲料缶、<u>金属類その 他の市が定める一般廃棄物処理実施計 画において資源物に分別区分されるも のとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 条例第10条の2第2項の資源物の 収集又は運搬の禁止<u>及び条例第10条 の3第2項の譲受け違反行為の禁止</u>の 命令は、その処分内容及び理由を記 載した書面<u>(第1号様式又は第2号様 式)</u>によりこれを行うものとする。</p> <p><u>(公表)</u></p> <p>第6条の3 <u>条例第10条の4第1項に 規定する公表は、四日市市公告式規則</u></p>	<p>(資源物等)</p> <p>第6条の2 条例第10条の2第1項の 資源として利用することができるもの として規則で定めるものは、紙類、布 類、衣類、びん、飲料缶<u>及び</u>金属類と する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 条例第10条の2第2項の資源物の 収集又は運搬の禁止の命令は、その処 分内容及び理由を記載した書面によ りこれを行うものとする。</p>

(昭和42年四日市市規則第13号)

第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示して行うほか、市のホームページへの掲載により行うものとする。

2 市長は、条例第10条の4第1項に規定する公表を行うときは、その期日の30日前までに、書面（第3号様式）により、公表をされる者に対し通知するものとする。

3 条例第10条の4第2項に規定する釈明の機会の付与は、口頭であることを市長が認めた場合を除き、前項の期日の10日前までに、意見書（第4号様式）を市長に提出する方法により与えるものとする。

(処理手数料等の減免)

第12条 (略)

2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、廃棄物処理手数料免除・減額申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災により減額又は免除を受けようとする場合において市長が適当と認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載

(処理手数料等の減免)

第12条 (略)

2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、廃棄物処理手数料免除・減額申請書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災により減額又は免除を受けようとする場合において市長が適当と認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載

した一般廃棄物収集運搬業許可申請書
(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(1)から(11)まで (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類
及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類
(第6号様式の2)

(2) 事業の用に供する施設(積替え又
は保管の場所を含む。)の構造を明
らかにする平面図、立面図、断面
図、構造図及び設計計算書並びに当
該施設の付近の見取図(第6号様式
の3)

(3)及び(4) (略)

(5) 当該事業の開始に要する資金の総
額及びその資金の調達方法を記載し
た書類(第6号様式の4)

(6)から(9)まで (略)

(10) 申請者が法第7条第5項第4号
に該当しない者であることを誓約す
る一般廃棄物処理業誓約書(第6号
様式の5)

(11)から(15)まで (略)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第14条 法第7条第6項の規定により
一般廃棄物処分業の許可を受けよう
とする者は、次に掲げる事項を記載した
一般廃棄物処分業許可申請書(第7号
様式)を市長に提出しなければならな

した一般廃棄物収集運搬業許可申請書
(第2号様式)を市長に提出しなければ
ならない。

(1)から(11)まで (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類
及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類
(第2号様式の2)

(2) 事業の用に供する施設(積替え又
は保管の場所を含む。)の構造を明
らかにする平面図、立面図、断面
図、構造図及び設計計算書並びに当
該施設の付近の見取図(第2号様式
の3)

(3)及び(4) (略)

(5) 当該事業の開始に要する資金の総
額及びその資金の調達方法を記載し
た書類(第2号様式の4)

(6)から(9)まで (略)

(10) 申請者が法第7条第5項第4号
イからヌまでに該当しない者である
ことを誓約する一般廃棄物処理業誓
約書(第2号様式の5)

(11)から(15)まで (略)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第14条 法第7条第6項の規定により
一般廃棄物処分業の許可を受けよう
とする者は、次に掲げる事項を記載した
一般廃棄物処分業許可申請書(第3号
様式)を市長に提出しなければならな

い。

(1)から(9)まで (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類
(第7号様式の2)

(2)及び(3)

(4) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類(第7号様式の3)

(5) (略)

(6) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第7号様式の4)

(7)及び(8) (略)

3 (略)

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の変更許可申請)

第14条の2 (略)

2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで (略)

3及び4 (略)

い。

(1)から(9)まで (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類
(第3号様式の2)

(2)及び(3)

(4) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類(第3号様式の3)

(5) (略)

(6) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第3号様式の4)

(7)及び(8) (略)

3 (略)

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の変更許可申請)

第14条の2 (略)

2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで (略)

3及び4 (略)

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の変更届)

第14条の3 (略)

2 法第7条の2第3項の規定により廃止又は変更の届出をしようとするものは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(第8号様式の2)により市長に届け出なければならない。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 一般廃棄物収集運搬業者に係る第1項第1号アに掲げる事項の変更の届出については、第6号様式の2第1面の続紙

(7) 一般廃棄物収集運搬業者に係る第1項第1号イに掲げる事項の変更の届出については、第6号様式の2第3面及び第4面

(8) 一般廃棄物処分業者に係る第1項第2号アに掲げる事項の変更の届出については、第7号様式の2第1面の続紙及び第7号様式の3

(9) 一般廃棄物処分業者に係る第1項第2号イに掲げる事項の変更の届出については、第7号様式の2第4面及び第5面並びに第7号様式の3

(10) (略)

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の変更届)

第14条の3 (略)

2 法第7条の2第3項の規定により廃止又は変更の届出をしようとするものは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(第4号様式の2)により市長に届け出なければならない。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 一般廃棄物収集運搬業者に係る第1項第1号アに掲げる事項の変更の届出については、第2号様式の2第1面の続紙

(7) 一般廃棄物収集運搬業者に係る第1項第1号イに掲げる事項の変更の届出については、第2号様式の2第3面及び第4面

(8) 一般廃棄物処分業者に係る第1項第2号アに掲げる事項の変更の届出については、第3号様式の2第1面の続紙及び第3号様式の3

(9) 一般廃棄物処分業者に係る第1項第2号イに掲げる事項の変更の届出については、第3号様式の2第4面及び第5面並びに第3号様式の3

(10) (略)

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の

欠格要件該当届)

第14条の4 法第7条の2第4項の規定により届出をしようとするものは、一般廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書(第8号様式の3)により市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第14条の5 浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第9号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に申請し、許可を受けなければならない。

(1)から(8)まで (略)

2 (略)

3 浄化槽清掃業の全部若しくは一部を廃止したとき、第1項に定める申請書又は添付書類に変更があったときは、当該廃止又は変更の日から30日以内に浄化槽清掃業変更届出書(第9号様式の2)により市長に届け出なければならない。

(自動車リサイクル業者の登録申請)

第14条の6 自動車リサイクル法第43条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による誓約する書面は、引取業者誓約書(第9号様式の3)によるものとする。

欠格要件該当届)

第14条の4 法第7条の2第4項の規定により届出をしようとするものは、一般廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書(第4号様式の3)により市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第14条の5 浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第5号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に申請し、許可を受けなければならない。

(1)から(8)まで (略)

2 (略)

3 浄化槽清掃業の全部若しくは一部を廃止したとき、第1項に定める申請書又は添付書類に変更があったときは、当該廃止又は変更の日から30日以内に浄化槽清掃業変更届出書(第5号様式の2)により市長に届け出なければならない。

(自動車リサイクル業者の登録申請)

第14条の6 自動車リサイクル法第43条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による誓約する書面は、引取業者誓約書(第5号様式の3)によるものとする。

2 自動車リサイクル法第54条第2項
(同法第57条第3項において準用する
場合を含む。)の規定による誓約す
る書面は、フロン類回収業者誓約書
(第8号様式の4)によるものとする。
る。

(自動車リサイクル業の許可申請)

第14条の7 自動車リサイクル法第6
1条第2項(同法第63条第2項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
よる誓約する書面は、解体業誓約書
(第9号様式の5)によるものとする。
る。

2 自動車リサイクル法第68条第2項
(同法第71条第2項において準用す
る場合を含む。)及び自動車リサイク
ル規則第63条第2項の規定による誓
約する書面は、破碎業誓約書(第9号
様式の6)によるものとする。

3 自動車リサイクル規則第55条第1
項第1号に規定する書類には、解体業
の用に供する施設概要(第9号様式の
7)を添付するものとする。

4 自動車リサイクル規則第55条第1
項第3号の規定による事業計画書及び
同項第4号の規定による収支計画書
は、解体業事業計画書・収支見積書
(第9号様式の8)によるものとする。
る。

5 自動車リサイクル規則第60条第1

2 自動車リサイクル法第54条第2項
(同法第57条第3項において準用す
る場合を含む。)の規定による誓約す
る書面は、フロン類回収業者誓約書
(第5号様式の4)によるものとする。
る。

(自動車リサイクル業の許可申請)

第14条の7 自動車リサイクル法第6
1条第2項(同法第63条第2項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
よる誓約する書面は、解体業誓約書
(第5号様式の5)によるものとする。
る。

2 自動車リサイクル法第68条第2項
(同法第71条第2項において準用す
る場合を含む。)及び自動車リサイク
ル規則第63条第2項の規定による誓
約する書面は、破碎業誓約書(第5号
様式の6)によるものとする。

3 自動車リサイクル規則第55条第1
項第1号に規定する書類には、解体業
の用に供する施設概要(第5号様式の
7)を添付するものとする。

4 自動車リサイクル規則第55条第1
項第3号の規定による事業計画書及び
同項第4号の規定による収支計画書
は、解体業事業計画書・収支見積書
(第5号様式の8)によるものとする。
る。

5 自動車リサイクル規則第60条第1

項第1号及び同規則第63条第2項第1号に規定する書類には、破砕業の用に供する施設概要（第9号様式の9）を添付するものとする。

- 6 自動車リサイクル規則第60条第1項第3号及び同規則第63条第2項第3号の規定による事業計画書並びに同規則第60条第1項第4号及び同規則第63条第2項第4号の規定による収支計画書は、破砕業事業計画書・収支見積書（第9号様式の10）によるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業及び処分業並びに浄化槽清掃業の許可証）

第15条 市長は、法第7条第1項、同条第6項、第7条の2第1項又は浄化槽法第35条の規定により許可した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者（以下「処理業者」という。）に対して許可証（第10号様式、第10号様式の2又は第10号様式の3）を交付するものとする。

- 2 処理業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（第11号様式）により市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

3 （略）

項第1号及び同規則第63条第2項第1号に規定する書類には、破砕業の用に供する施設概要（第5号様式の9）を添付するものとする。

- 6 自動車リサイクル規則第60条第1項第3号及び同規則第63条第2項第3号の規定による事業計画書並びに同規則第60条第1項第4号及び同規則第63条第2項第4号の規定による収支計画書は、破砕業事業計画書・収支見積書（第5号様式の10）によるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業及び処分業並びに浄化槽清掃業の許可証）

第15条 市長は、法第7条第1項、同条第6項、第7条の2第1項又は浄化槽法第35条の規定により許可した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者（以下「処理業者」という。）に対して許可証（第6号様式、第6号様式の2又は第6号様式の3）を交付するものとする。

- 2 処理業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（第7号様式）により市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

3 （略）

(自動車リサイクル業者登録証及び自動車リサイクル業許可証)

第15条の2 自動車リサイクル法第44条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取業者登録証(第12号様式)によるものとする。

2 自動車リサイクル法第55条第2項(同法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業者登録証(第13号様式)によるものとする。

3 自動車リサイクル業者は、登録証又は許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちに登録証・許可証再交付申請書(第14号様式)に登録証又は許可証を添えて(紛失した場合を除く)市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

4 (略)

5 自動車リサイクル法第48条第1項(同法第59条において準用する場合を含む。)及び同法第64条(同法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、廃業(一部廃止)届出書(第15号様式)に登録証又は許可証を添えて行うものとする。

(自動車リサイクル業者登録証及び自動車リサイクル業許可証)

第15条の2 自動車リサイクル法第44条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取業者登録証(第8号様式)によるものとする。

2 自動車リサイクル法第55条第2項(同法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業者登録証(第9号様式)によるものとする。

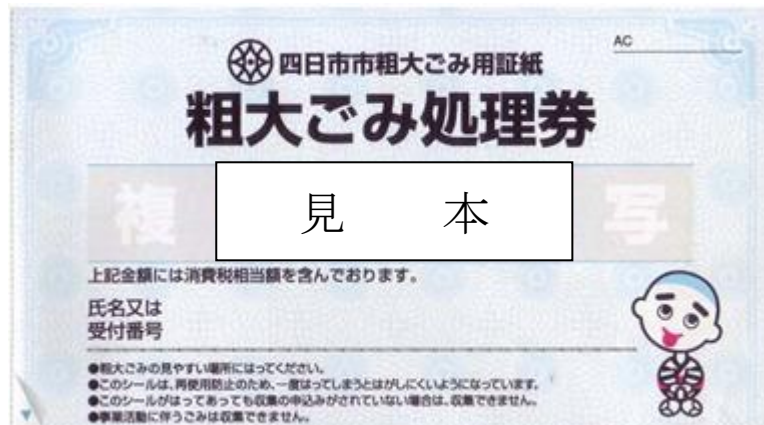
3 自動車リサイクル業者は、登録証又は許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちに登録証・許可証再交付申請書(第10号様式)に登録証又は許可証を添えて(紛失した場合を除く)市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

4 (略)

5 自動車リサイクル法第48条第1項(同法第59条において準用する場合を含む。)及び同法第64条(同法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、廃業(一部廃止)届出書(第11号様式)に登録証又は許可証を添えて行うものとする。

改正後

別表2 (第9条の4関係)



寸法たて 80 mm × よこ 140 mm

改正前

別表 2 (第 9 条の 4 関係)



寸法たて 80 mm × よこ 140 mm

第 1 号様式から第 11 号様式までを次のように改める。

命 令 書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

あなたは、下記のとおり四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の2第1項の規定に違反したので、条例第10条の2第2項の規定により、所定のごみ集積場に置かれた資源物を収集し、又は運搬しないよう命じます。

記

命令の原因となる事実等

1. 日 時	年 月 日 時 分頃
2. 場 所	四日市市 地先
3. 違 反 行 為	紙類 布・衣類 収 集 びん 飲料缶 を上記場所から した。 金属類 その他（ ） 運 搬
4. 車 両 番 号 等	
5. 被命令者の特徴	

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は、四日市市長になります。）、提訴しなければなりません。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この命令に違反した場合は、条例第29条の規定により50万円以下の罰金に処されることがあります。

命 令 書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

あなたは、下記のとおり四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の3第1項の規定に違反したので、条例第10条の3第2項の規定により、条例第10条の2第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物を譲り受けないう命じます。

記

命令の原因となる事実等

1. 日 時	年 月 日 時 分頃
2. 場 所	四日市市 地先
3. 違 反 行 為	条例第10条の2第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された 紙類 布・衣類 びん 飲料缶 を上記場所で譲り受けした。 金属類 その他（ ）
4. 車 両 番 号 等	
5. 被命令者の特徴	

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は、四日市市長になります。）、提訴しなければなりません。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

四日市市長

積 明 通 知 書

あなたは、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の2第2項又は条例第10条の3第2項により命令を受けたため、条例第10条の4に基づき、住所、氏名、命令の内容等の公表を予定しています。

この事案について積明がある場合は、条例第10条の4第2項に基づき積明することができますので通知します。

件 名	
公表の原因となる事実	
積 明 方 法	
積明先および期限	
備 考	

意 見 書

四日市市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代
表者の氏名〕

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条の4第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

意 見	
-----	--

※意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。

第5号様式（第12条関係）

廃棄物処理手数料免除・減額申請書

廃棄物処理手数料の免除・減額を受けたいので、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

四日市市長

住所
申請者
氏名

廃棄物の種類	
申請種別	1 免除 2 減額（割）
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請事由	
備考（証明）	

<p>一般廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 〇 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>
	<p>事業場</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の 種類及び数量</p>	
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は、m ³ /月)	排出事業所		積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、運搬先のその他欄に搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車両の名称	形式 (車体の形状)	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備 考	搬入カード No.
1				kg		
2				kg		
3				kg		
4				kg		
5				kg		
6				kg		
7				kg		
8				kg		
9				kg		
10				kg		
11				kg		
12				kg		
13				kg		
14				kg		
15				kg		

事務所の所在地

駐車場の所在地

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(3) 積替え又は保管施設の概要

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

ア 収集方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 車両毎の用途

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 収集運搬業務を行う時間

ウ 休業日

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア 廃棄物の飛散防止について

イ 廃棄物の流出防止について

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

(3) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

第6号様式の3（第13条第2項第2号関係）

（第1面）

運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称	
斜 め 前 方	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の斜め前方を撮影すること。 ・ナンバープレートの文字が確認できること。 		
斜 め 後 方	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の斜め後方（斜め前方とは異なる側面）を撮影すること。 ・ナンバープレートの文字が確認できること。 		
		撮影	年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事務所及び車庫の敷地見取図

事務所の住所	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">敷地内の建物・車庫・駐車位置等の配置が分かるように作図すること。	

車庫の住所	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">敷地内の建物・車庫・駐車位置等の配置が分かるように作図すること。	

第6号様式の4（第13条第2項第5号関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

第6号様式の5（第13条第2項第10号関係）

一般廃棄物処理業誓約書

私（当法人）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しないことを誓約します。

四日市市長

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

第6号様式の6（第13条第1項及び附則第3項関係）
（第1面）

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 氏
住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類を明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の 種類及び数量	
備 考	
※事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

（第1面）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は、m ³ /月)	排出事業所		搬入許可 番号	運搬先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。

(第1面の続紙)

2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は、m ³ /月)	排出事業所		搬入許可 番号	運搬先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・北クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

(第2面)

3. 運搬施設の概要
(1) 運搬車両一覧

	車両の名称	形式 (車体の形状)	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備 考	搬入カード No.
1				kg		
2				kg		
3				kg		
4				kg		
5				kg		
6				kg		
7				kg		
8				kg		
9				kg		
10				kg		
11				kg		
12				kg		
13				kg		
14				kg		
15				kg		

事務所の所在地

駐車場の所在地

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

ア 収集方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 車両毎の用途

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 収集運搬業務を行う時間

ウ 休業日

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第4条の 7に規定す る使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア 廃棄物の飛散防止について

イ 廃棄物の流出防止について

(2) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

<p>一般廃棄物処分業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可（更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類）</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>
	<p>事業場</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する一般廃棄物の種類及び処分量等

	一般廃棄物の種類	処分量 (t/月 又は、m ³ /月)	排出事業所		処分方法	処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m ³ /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。

3. 施設の概要 (許可外処理施設)

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

4. 最終処分場（許可外）	
最終処分場の種類 及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の 種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

(第4面)

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 処分の方法

ア 処分方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 有価物除去後の処分方法

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 処分業務を行う時間

ウ 休業日

エ 組織

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第4条の 7に規定す る使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

(4) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

第7号様式の3 (第14条第2項第4号関係)

処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の 一般廃棄物 の種類	
発生量 (t/月 又は m ³ /月)	
処理方法	自己 処理 (処分場所)
	委託 処理 (処分業者名)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は、具体的な方法
備考 処分後の一般廃棄物の種類ごとに記載すること。	

第7号様式の4（第14条第2項第6号関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
処理施設の設置費用		
事業の管理に要する費用		
未処理廃棄物の処理費用		
埋立処分終了後の維持管理费用（最終処分業者）		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 ㊦

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物収集運搬業
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処分業の
 事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本籍 住所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合		
(ふりがな) 氏名又は名称				

令第4条の7に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

第 8 号様式の 2 (第 14 条の 3 第 2 項関係)

<p style="font-size: 1.2em;">一般廃棄物処理業 廃止 変更 届出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 氏名 住所 氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の 廃止 事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定によ り、関係書類等を添えて届け出ます。</p>		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)		
変更した事項の内容 (規則第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
廃止又は変更の理由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

一般廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書

年 月 日

四日市市長

申請者 氏

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で受けた一般廃棄物処理業の許可について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定される欠格要件に該当するに至ったので、
同法第7条の2の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

該当するに至った 欠格要件	
当該欠格要件に該 当するに至った具 体的事由	
当該欠格要件に該 当するに至った年 月日	年 月 日

第8号様式の4（第14条の2第2項及び附則第3項関係）
（第1面）

一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 氏

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物収集運搬業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処分業の
事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う一般廃棄物の種類、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本籍 住所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合		
(ふりがな) 氏名又は名称				

令第4条の7に規定する使用人（申請者に該当使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請者

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第14条の5第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者等	本籍	都・道・府・県	氏名 代表者氏名	
	住所 (所在地)			
	名称		生年月日	
営業の内容	営業所の所在地			
	取扱廃棄物の種類			
	事業区域			
	施設・車両 その他 主な器具機材		従業員の数	計 人
添付書類 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し） 2 施設並びに車両及び機材調書、自動車検査証の写し 3 従業員調書 4 誓約書 5 浄化槽清掃業にあっては、機能点検、清掃に関する専門的知識技能及び相当の経験内容を証する書類				

施設並びに車両及び機材調書

施設	処理設備	所在地					処理廃棄物の種類	
		構造規模	方式				能力	
	車庫	所在地						
		構造規模					収容能力	
車両	用途	車種	車名	型年式	登録番号	構造	最大積載量	
器具・機材	種別	数量	種別	数量	種別	数量		
<p>○ 施設の構造、規模欄は、建物の構造、建築面積を記載すること。</p> <p>○ 車両の用途欄は、収集用、浄化槽清掃用と用途別に記載すること。</p> <p>○ 器具、機材の欄は、浄化槽清掃、点検作業用各種清掃、点検器具、その他主なものを記載すること。</p> <p>○ この用紙に記入しきれないときは、別紙として記入すること。</p> <p>添付書類 1. 付近見取図 2. 自動車検査証の写し</p>								

第9号様式の2（第14条の5関係）

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

四日市市長

住所
申請者
氏名

(電話)
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

許可番号四日市市指令 第 _____ 号の _____ 番

年 月 日付け _____ 許可につきまして、下記のとおり変更がありましたので、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第14条の5第3項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		

引 取 業 者 誓 約 書

私（当法人）は、申請者、法定代理人又は役員が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

四日市市長あて

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第45条第1項に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの

フロン類回収業者誓約書

私（当法人）は、申請者、法定代理人又は役員が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

四日市市長あて

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第1項に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類回収破壊法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの

解体業誓約書

私（当法人）は、申請者、法定代理人、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第61条第1項第3号に規定する役員、発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第5条に規定する使用人が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

四日市市長あて

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 法、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

破 碎 業 誓 約 書

私（当法人）は、申請者、法定代理人、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第61条第1項第3号に規定する役員、発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第5条に規定する使用人が、下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

四日市市長あて

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第69条第1項第2号で準用する
第62条第1項第2号に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 法、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ①本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第9号様式の7（第14条の7第3項関係）

解体業の用に供する施設概要

〔規則第57条第1号に掲げる施設基準適合状況〕

解体作業場以外の場所	使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の当該場所の周囲の囲い及びその範囲	
	油等が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の廃油、廃液の流出・地下浸透防止措置	
	燃料の抜取（回収）作業における廃油の流出・地下浸透防止措置	
	分離した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合の措置	
解体作業場	燃料以外の廃油、廃液の回収装置	
	廃油、廃液の地下浸透防止措置	
	廃油の流出防止措置	
	雨水等による燃料以外の廃油、廃液の流出防止措置	
その他設備の概要		
備考	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び公図、施設付近の見取図を添付	

解体業 事業計画書・収支見積書

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

(フロー概要図を添付)					
業務時間		従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
受入台数	台	台	台	台
主な受入先				

1-3. 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

(第2面)

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること。

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度(年) (決算月(月))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限超過している廃棄物の種類及び量(すべて記載) <注>	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善(搬出・処分)完了予定年月日	
改善にかかる予定費用	搬出費用 円(ア) 処分費用 円(イ) 販売費用 円(ウ) 差引 計 円(ア)+(イ)-(ウ)
改善に係る資金の調達先	

<注>保管中の使用済自動車等が有価物であっても、平成17年1月1日以降は全て廃棄物として扱われることから、このことを前提に処理計画を作成すること。なお、使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その処理計画についても記入するとともに、現状における保管状況の写真及び搬出先との委託契約書の写しを添付すること。

解体業 使用済自動車・解体自動車等動態表

解体事業者名: 解体能力 台/日

(単位:台)

		年 月	1年目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
(更新)許可 前からの保 有自動車 に係る処理 状況	期首・使用済自動車保管台数	$A=C_{-1}$														
	期中・解体台数(許可前保管分)	B														
	期末・使用済自動車保管台数	$C=A-B$														
	期首・解体自動車保管台数	$D=G_{-1}$														
	期中・発生台数	$E=B$														
	期中・引渡台数(許可前保管分)	F														
	期末・解体自動車保管台数	$G=D+E-F$														
(更新)許可 後の引取 使用済自 動車に係る 処理状況	期首・使用済自動車保管台数	$H=K_{-1}$														
	期中・使用済自動車引取台数	I														
	期中・解体台数(許可後引取分)	J														
	期末・使用済自動車保管台数	$K=H+I-J$														
	期首・解体自動車保管台数	$L=O_{-1}$														
	期中・発生台数	M														
	期中・引渡台数(許可後引取分)	N														
期末・解体自動車保管台数	$O=L+M-N$															
合 計	期首・使用済自動車保管台数	$P=A+H$														
	期中・使用済自動車引受台数	$Q=I$														
	期中・使用済自動車解体台数	$R=B+J$														
	期末・使用済自動車保管台数	$S=C+K$														
	期首・解体自動車保管台数	$T=D+L$														
	期中・発生台数	$U=E+M$														
	期中・引渡台数	$V=F+N$														
期末・解体自動車保管台数	$W=G+O$															
参 考	期中・解体能力(日解体能力×稼働日数)															
	使用済自動車保管上限(日解体能力×7日)															

(注)1 合計の期中・使用済自動車解体台数は、期中・解体能力以下となること。

2 有価物たる保有自動車については、平成16年12月末までは廃棄物処理法の保管基準は適用されないが、平成17年1月からは金銭的価値の有無に関わらず全ての使用済自動車等(使用済自動車、解体自動車、ASR、エアバッグ類)が廃棄物として扱われるため、平成17年1月以降適用される保管基準に適合させる計画となっていることが必要である。

3 期末・解体自動車は極力保管しないこと。

4 使用済自動車、解体自動車以外の不適正保管廃棄物がある場合には、自動車に準じて作成すること。

2-2. 詳細収支見積書(許可取得後1年間)

I 総括表

	単位	
自動車解体業による年間利益(Ⅱ表ア)	千円	
保管解体済自動車に係る年間処分費用(Ⅱ表イ)	千円	
差引[(Ⅱ表ア)-(Ⅱ表イ)]	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入先)		

II 収益の計算表

	単位	
有用部品売却益(1台当平均) A	円	
使用済自動車等引取料金(1台当平均) B	円	
販売費及び一般管理費(1台当平均) C	円	
新規引取使用済自動車(年間)処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車等利益 $E = (A - B - C) * D$	千円	
保管使用済自動車(年間)処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 $G = (A - C) * F$	千円	
自動車解体業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管解体済自動車(年間)処理台数 I	台	
保管解体済自動車に係る処分費用 イ $J = C * I$	千円	

III 単価(1台当の平均)の算出方法

有用部品売却益→ⅡのAへ	円/台	
使用済自動車等引取料金→ⅡのBへ(注)	円/台	
販売費及び一般管理費→ⅡのCへ	円/台	

(注)引取の際、処分料金を徴収している場合は、マイナスで計上する。

2-2. 詳細収支見積書(つづき)

詳細収支見積書附表

項目		直近期 の実績 (千円)	単 価 (円)	主な引取先、 引渡先又は 売却先	備 考 (前年度取扱量等)
収 入	有価物売却収入				※主な内容下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	エアバック類回収料金				前年引渡件数()件
	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数()台
	使用済自動車処分手数料(注)				前年受託実績()台
支 出	使用済自動車引取費用(注)				前年引取台数()台
	廃棄物処分委託手数料(計)				
	鉛蓄電池				
	タイヤ				
	廃油				
	廃液				
	蛍光管				
	解体自動車(廃車ガラ)				
	(種類)				
	(種類)				
(種類)					
その他の廃棄物					

(注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について作成すること。

3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

4 単価は、備考欄に記載した品目毎の単位で平均金額を記載すること。

5 解体自動車(廃車ガラ)を破砕業者等に買取ってもらっている場合は収入欄に、逆に処分料を支払っている場合は支出欄に記載すること。

破砕業の用に供する施設概要

〔規則第62条第1号に掲げる施設基準適合状況〕

解体自動車の保管場所	解体自動車の保管場所の囲い及びその範囲	
破砕前処理施設	処理施設の種類 (許可の要否)	
	処理方式	
	処理能力(t、台/日) 1日の稼働時間(h/日)	
	設置場所	
	設置年月日	
	破砕前処理を行う場合、廃棄物の飛散及び流出、騒音及び振動の防止に関する措置	
破砕処理施設	処理施設の種類 (許可の要否)	
	処理方式	
	処理能力(t、台/日) 1日の稼働時間(h/日)	
	設置場所	
	設置年月日	
	破砕処理を行う場合、廃棄物の飛散及び流出、騒音及び振動の防止に関する措置	
技術管理者		
破砕残さの保管場所	破砕残さの保管場所の容量	
	破砕残さの保管場所(汚水の地下浸透防止措置)	
	破砕残さの保管場所から出るおそれのある汚水による公共用水域、地下水汚染防止措置)	
	雨水等による汚水の事業所からの流出防止措置	
	破砕残さの飛散・流出防止措置	
その他の施設の概要		
備考	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び公図、施設付近の見取図を添付	

破砕業 事業計画書・収支見積書

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

（フロー概要図を添付）					
業務時間		従業員数	人	休業日	

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）	許可取得後の 年 間 計 画
受入台数	台	台	台	台
主な受入先				

1-3. 破砕実績

年 度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台(m3) (台)	保管量の上限	(m3) (m3)
現在保管量	台(m3) (台)	現在保管量	(m3) (m3)

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度(年) (決算月(月))		今年度の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(解体自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限超過している廃棄物の種類(すべてに記載) <注>	
保管量上限超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善(搬出・処分)完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円(ア) 処分費用 円(イ) 販売費用 円(ウ) 差引 計 円(ア)+(イ)-(ウ)
改善に係る資金の調達先	

<注> 保管中の解体自動車が有価物であっても、平成17年1月1日以降は全て廃棄物として扱われることから、このことを前提に処理計画を作成すること。なお、解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には、その処理計画についても記入するとともに、現状における保管状況の写真及び搬出先との委託契約書の写しを添付すること。

- (注) 1 合計の期中・解体自動車破砕又は破砕前処理台数は、期中・破砕又は破砕前処理能力以下となること。
- 2 有価物たる保有自動車については、平成16年12月末までは廃棄物処理法の保管基準は適用されないが、平成17年1月からは金銭的価値の有無に関わらず全ての使用済自動車等(使用済自動車、解体自動車、ASR、エアバッグ類)が廃棄物として扱われるため、平成17年1月以降適用される保管基準に適合させる計画となっていることが必要である。
- 3 期末・ASR又は廃車ガラは極力保管しないこと。

2-2. 詳細収支見積書

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益(Ⅱ表ア)	千円	
保管ASRに係る処分費用(Ⅱ表イ)	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入先)		

II 収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益(1台当平均) A	円	
解体自動車等引取料金(1台当平均) B	円	
販売費及び一般管理費(1台当平均) C	円	
新規引取解体自動車(年間)処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E = (A + B - C) * D$	千円	
保管解体自動車(年間)処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G = (A - C) * F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管ASR等に係る処分費(1m ³ 当平均) I	円	
保管ASR等に係る(年間)処分量 J	m ³	
保管ASR等に係る処分費用 イ $K = I * J$	千円	

III 単価(1台当の平均)の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのAへ	
解体自動車等引取料金→ⅡのBへ(注)	
販売費及び一般管理費→ⅡのCへ	

(注)解体自動車等を買って取っている場合は、マイナスで計上する。

2-2. 詳細収支見積書 (つづき)

詳細収支見積書附表

項目	直近期 の実績 (千円)	単価 (円)	主な引取 先、引渡先 又は売却先	備考 (前年度取扱量等)
収 入	廃棄物収集運搬手数料			前年輸送台数()台
	解体自動車処分手数料			前年受託実績()台
	有用物・有用金属売却収 入			※主な内訳下記のとおり
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
その他				
ASR引渡料金				前年引渡実績()t
支 出	解体自動車引取費用(注			前年引取台数()台
	廃棄物処分委託手数料			
	ASR			
	解体自動車			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	(種類)			
	その他の廃棄物			

(注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について作成すること。

3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買収している場合は支出欄に記載すること。

4 単価は、備考欄に記載した品目毎の単位で平均金額を記載すること。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注)前年度の決算書(貸借対照表を含む)を添付する場合は、作成不要。

負債比率〔負債計÷(資産計-負債計)〕が1を超える場合は、別途、その改善方策や外部支援の見込み等について資料を提出すること。なお、決算書の場合の負債比率は、負債計÷資本計で計算すること。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所
氏名又は名称
(代表者氏名)

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者である
ことを証する。

四日市市長

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲

2. 許可条件

3. 許可の更新又は変更の状況

一般廃棄物処分業許可証

住 所
氏名又は名称
(代表者氏名)

第7条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者である
ことを証する。

四日市市長

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力 8h/日	
許可年月日	
許可番号	

3. 許可条件

4. 許可の更新又は変更の状況

第10号様式の3 (第15条関係)

許 可 証

四日市市指令 第 号
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

浄化槽法第35条第4項の
とおり許可する。

の規定により浄化槽清掃業について次の

年 月 日

四日市市長

許 可 内 容

業務の種別	
事業区域	
備 考	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第 11 号様式 (第 15 条関係)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

四日市市長

住所
申請者 氏名
(電話)

(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

許可番号四日市市指令 第 号の 番

年 月 日付け 許可につきまして、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、再交付を申請します。

再 交 付 申 請 の 理 由	
--------------------------------------	--

第 1 1 号様式の次に、次の 4 様式を加える。

登録番号 第

号

引取業者登録証

住 所
氏名又は名称
(代表者氏名)

使用済自動車の再資源化に関する法律第 4 2 条第 1 項の登録を受けた者であることを証する。

四日市市長

登録の年月日 年 月 日
登録の有効年月日 年 月 日

1. 引取業を行うすべての事業所及び所在地（四日市市内に限る）

事業所名称	所在地

2. 登録の更新の状況

3. 変更の届出内容

登録番号 第

号

フロン類回収業者登録証

住 所
氏名又は名称
(代表者氏名)

使用済自動車の再資源化に関する法律第 5 3 条第 1 項の登録を受けた者であることを証する。

四日市市長

登録の年月日 年 月 日
登録の有効年月日 年 月 日

1. フロン回収業を行うすべての事業所及び所在地 (四日市市内に限る)

事業所名称	所在地	回収するフロン類の種類

2. 登録の更新の状況

3. 変更の届出内容

登録証・許可証再交付申請書

年 月 日

四日市市長

届出者 住所 _____

氏名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 _____

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条の2第3項の規定により、	
<input type="checkbox"/> 引取業者 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者	の登録証
<input type="checkbox"/> 解体業 <input type="checkbox"/> 破砕業	の許可証
の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	

登録・許可番号	登録・許可(更新) 年月日	年 月 日
再交付申請の理由	1. 亡失 2. き損 3. その他 (該当するものを○で囲む)	亡失・き損等の顛末(日時・場所等)

備考

- 1 : き損の場合は、き損した登録証・許可証を添付すること。
- 2 : 亡失した登録証・許可証を発見した場合は、直ちに市長に返還すること。
- 3 : 様式の大きさはA4とすること。

廃業（一部廃止）届出書

年 月 日

四日市市長

届出者 住所 _____

氏名 _____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

使用済自動車の再資源化等に関する法律	<input type="checkbox"/> 第48条第1項 <input type="checkbox"/> 第59条において準用する同法第48条第1項 <input type="checkbox"/> 第64条 <input type="checkbox"/> 第72条において準用する同法第64条	（引取業） （フロン類回収業） （解体業） （破碎業）
の規定により、次のとおり届け出ます。		

廃業（一部廃止）した、登録又は許可を受けた者	住所 氏名 電話番号 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
登録・許可番号		登録・許可（更新） 年月日	年 月 日
廃止（一部廃止）する事業の範囲			
廃業（一部廃止）の日	年 月 日		
廃止（一部廃止）の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由） 5. 個人経営の法人化による消滅 6. 四日市市内における業の廃止 （該当するものを○で囲む）		

備考

1：廃業等の理由が6以外である場合の届出者は、次のとおりとする。

1. 死亡（個人経営の場合）	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由）	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2：失効した登録証又は許可証を添付すること。

3：様式の大きさはA4とすること。

(四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成20年四日市市規則第4号)を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="336 555 432 589">附 則</p> <p data-bbox="244 613 480 647">1 及び 2 (略)</p> <p data-bbox="244 672 767 1814">3 当分の間、一般廃棄物収集運搬業に係る許可の申請、変更の届出、その他の手続については、改正後の規則第13条第1項第6号、同条第2項第2号(積替え又は保管の場所の図面に限る。)及び第14条の3第1項第1号ウの規定は適用しない。この場合において、第13条第1項の規定中「<u>第6号様式</u>」とあるのは「<u>第6号様式の6</u>」と、第13条第2項第1号の規定中「<u>第6号様式の2</u>」とあるのは「<u>第6号様式の7</u>」と、第14条の2第2項の規定中「<u>第8号様式</u>」とあるのは「<u>第8号様式の4</u>」と、第14条の3第3項第6号又は第7号の規定中「<u>第6号様式の2</u>」とあるのは「<u>第6号様式の7</u>」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="244 1839 448 1872">4 及び 5 (略)</p>	<p data-bbox="927 555 1023 589">附 則</p> <p data-bbox="834 613 1070 647">1 及び 2 (略)</p> <p data-bbox="834 672 1358 1814">3 当分の間、一般廃棄物収集運搬業に係る許可の申請、変更の届出、その他の手続については、改正後の規則第13条第1項第6号、同条第2項第2号(積替え又は保管の場所の図面に限る。)及び第14条の3第1項第1号ウの規定は適用しない。この場合において、第13条第1項の規定中「<u>第2号様式</u>」とあるのは「<u>第2号様式の6</u>」と、第13条第2項第1号の規定中「<u>第2号様式の2</u>」とあるのは「<u>第2号様式の7</u>」と、第14条の2第2項の規定中「<u>第4号様式</u>」とあるのは「<u>第4号様式の4</u>」と、第14条の3第3項第6号又は第7号の規定中「<u>第2号様式の2</u>」とあるのは「<u>第2号様式の7</u>」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="834 1839 1038 1872">4 及び 5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則に基づいて作成されている申請書等で残量のあるものについては、当分の間これを修正して使用することができる。

(環境部環境事業課)